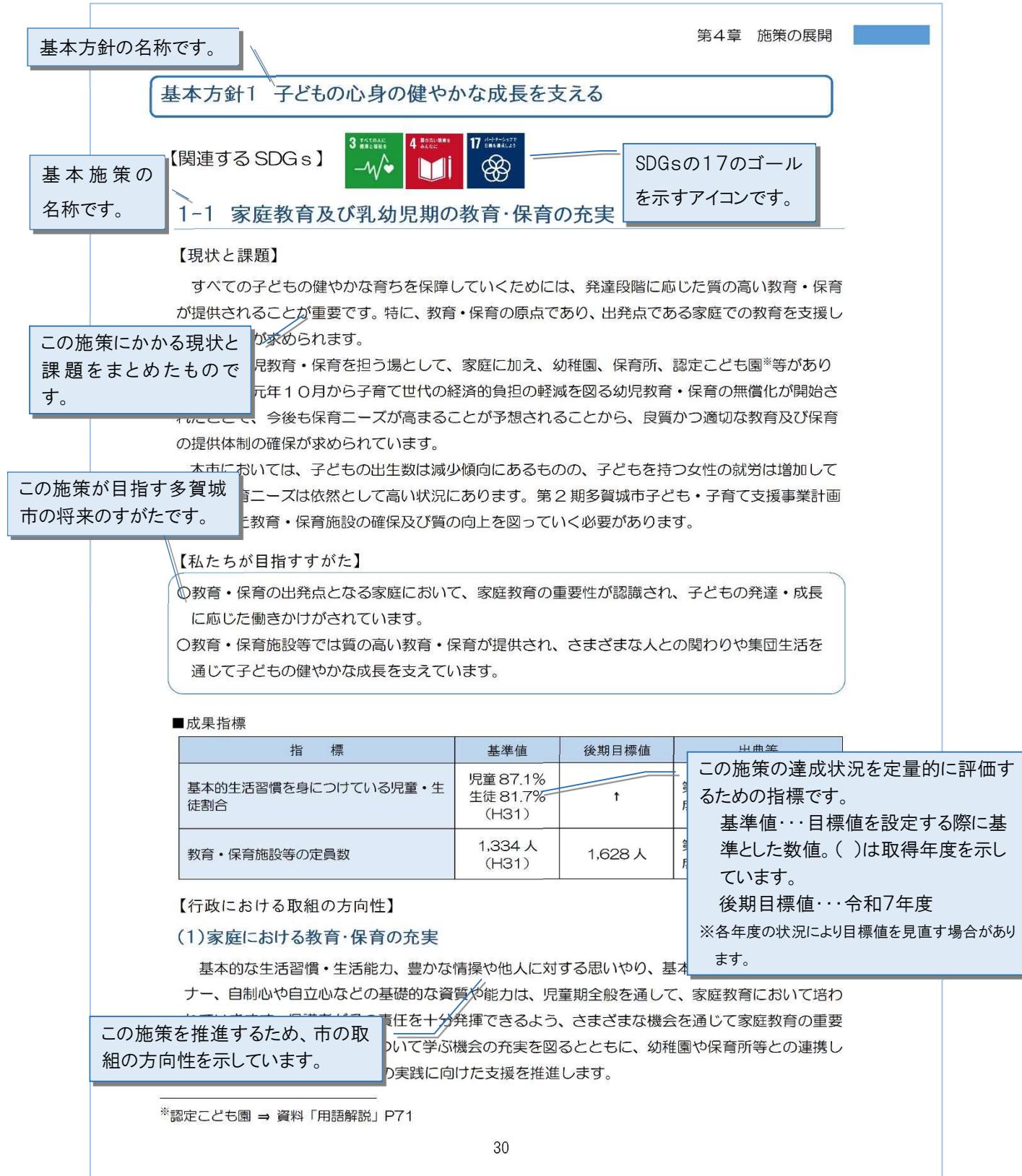


第4章 施策の展開

■施策の展開のみかた

基本方針を具体的に進めるにあたり、計画期間中における施策の展開の方向性について、次のとおりとします。



第4章 施策の展開

(2)教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園への幼稚園又は保育所からの移行を支援するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所等との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

(3)教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設等が目指す目標に基づいたカリキュラム※及び保育指針※に基づく各教育・保育施設等が目指す目標の実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	記載しています。
1	地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）	【家庭教育事業】家庭教育の必要性を促すため、子どもの基礎的資質や能力を形成する上で必要な事項に関する講座や研修会等を実施します。	生涯学習課
2	施設型給付費等支給事業	教育・保育施設等に対し運営費を給付します。	保育課
3	施設等利用費支給事業（幼稚園）	幼稚園における幼児教育の普及充実と幼児教育にかかる保護者の経済的負担の軽減を目的とし、施設等利用費を支給します。	保育課
4	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内3か所の公立保育所の運営管理を行います。	保育課
5	保育士確保支援事業	保育を必要とする児童を受け入れができるよう、保育定員に対して必要な保育士数を確保するための支援を行います。	保育課
6	地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）	身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとの連絡調整等を実施します。	子育て支援課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・子どもの「気持ち」や「思い」を受け止め、必要なルールやマナーを伝える中で「ほめる」「認めめる」ことで安心感を与えます。
- ・基本的生活習慣「ルルブル（しっかり寝る・きちんと食ペル・よく遊ぶ・健やかに伸びる）」を大事にし、規則正しい生活リズムに整えます。

□教育・保育施設では

- ・子どもの良い成長につながる体験機会をつくります。
- ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。

※カリキュラム⇒資料「用語解説」P70

※保育指針 ⇒ 資料「用語解説」P71

卷末の資料「用語解説」に掲載されている用語を示しています。

■施策体系

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

- (1) 家庭における教育・保育の充実
- (2) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (3) 教育・保育の質の向上

1-2 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進

1-3 子どもの健全育成

- (1) 多様な体験・交流機会の充実
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 有害環境対策の推進
- (6) 食育の推進

1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

- (1) 障害の早期発見・早期療育の促進
- (2) 切れ目のない相談支援体制の強化
- (3) 教育・保育施設等及び学校における支援の充実
- (4) 障害福祉サービスの充実

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

- (1) 虐待予防対策の推進
- (2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化
- (3) 人権擁護対策の充実
- (4) 相談体制の充実

2-2 安全・安心対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 交通事故防止対策の推進
- (4) 教育・保育施設等、学校における安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

3-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- (1) 妊娠・出産、産後の支援
- (2) 相談支援体制の充実

- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 不妊に対する支援の充実

3-2 地域における子育て支援の促進

- (1) 地域とのつながり、交流の促進

3-3 ひとり親家庭への支援の充実

- (1) 子育てや生活の支援
- (2) 経済的自立への支援

3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 良質な生活環境の確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 働き方の見直しの促進

- (1) 男女がともに担う子育てへの支援
- (2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な主体による子育て支援の充実

基本方針5 子どもの貧困対策を推進する(多賀城市子どもの貧困対策計画)

5-1 教育の支援

- (1) 子どもの心のケアハウスとの連携体制
- (2) 就学支援の実施による経済的負担の軽減
- (3) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

5-2 生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 保護者の自立支援
- (3) 子どもに対する生活支援

5-3 保護者に対する就労支援

- (1) ひとり親家庭への就労支援
- (2) 困窮世帯等への就労支援

5-4 経済的支援

- (1) 各種手当や助成等の着実な実施
- (2) 教育費負担の軽減
- (3) 養育費確保の推進

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

【関連するSDGs】



1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。特に、教育・保育の原点であり、出発点である家庭での教育を支援していくことが求められます。

また、幼児教育・保育を担う場として、家庭に加え、幼稚園、保育所、認定こども園※等があります。令和元年10月から子育て世代の経済的負担の軽減を図る幼児教育・保育の無償化※が開始されたことで、今後も保育ニーズが高まることが予想されることから、良質かつ適切な教育及び保育の提供体制の確保が求められています。

本市においては、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、子どもを持つ女性の就労は増加しており、保育ニーズは依然として高い状況にあります。第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画に基づいた教育・保育施設の確保及び質の向上を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

- 教育・保育の出発点となる家庭において、家庭教育の重要性が認識され、子どもの発達・成長に応じた働きかけがされています。
- 教育・保育施設等では質の高い教育・保育が提供され、さまざまな人の関わりや集団生活を通じて子どもの健やかな成長を支えています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
基本的生活習慣を身につけている児童・生徒割合	児童 87.1% 生徒 81.7% (H31)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-2-03）
教育・保育施設等の定員数	1,334人 (H31)	1,628人	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-03）

【行政における取組の方向性】

(1)家庭における教育・保育の充実

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心などの基礎的な資質や能力は、児童期全般を通して、家庭教育において培われていきます。保護者がその責任を十分發揮できるよう、さまざまな機会を通じて家庭教育の重要性を啓発しつつ、家庭教育について学ぶ機会の充実を図るとともに、幼稚園や保育所等との連携し

※認定こども園、幼児教育・保育の無償化 ⇒ 資料「用語解説」P71

た取組を促すなど、各家庭での実践に向けた支援を推進します。

(2)教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連續性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園への幼稚園又は保育所からの移行を支援するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所等との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

(3)教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設等が目指す目標に基づいたカリキュラム※及び保育指針等※に基づく各教育・保育施設等が目指す目標の実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）	[家庭教育事業] 家庭教育の必要性を促すため、子どもの基礎的資質や能力を形成する上で必要な事項に関する講座や研修会等を実施します。	生涯学習課
2	施設型給付費等支給事業	教育・保育施設等に対し運営費を給付します。	保育課
3	施設等利用費支給事業（幼稚園）	幼稚園における幼児教育の普及充実と幼児教育にかかる保護者の経済的負担の軽減を目的とし、施設等利用費を支給します。	保育課
4	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内3か所の公立保育所の運営管理を行います。	保育課
5	保育士確保支援事業	保育を必要とする児童を受け入れができるよう、保育定員に対して必要な保育士数を確保するための支援を行います。	保育課
6	地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）	身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て支援課 健康課

*カリキュラム⇒資料「用語解説」P70

*保育指針等 ⇒ 資料「用語解説」P71

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・子どもの「気持ち」や「思い」を受け止め、必要なルールやマナーを伝える中で「ほめる」「認める」ことで安心感を与えます。
- ・基本的生活習慣「ルルブル（しっかり寝る・きちんと食べる・よく遊ぶ・健やかに伸びる）」を大事にし、規則正しい生活リズムに整えます。

□教育・保育施設では

- ・子どもの良い成長につながる体験機会をつくります。
- ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。



1-2 学校教育の充実

【現状と課題】

子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は依然として大きく、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育など調和のとれた発達を図る重要な時期でもあります。

一方で、社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあり、子どもや保護者に関するさまざまな問題解決など教職員の負担は増加しています。

また、本市は人口移動が激しい地域であり、転校や進学、就職等で市外に転出あるいは市外から転入する子どもも多く、郷土に対する誇りや愛着を醸成する地域に根ざした学校教育が求められています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、本市の歴史や文化を生かしながら、地域全体で子どもの「生きる力」を育んでいく必要があります。

さらに、児童生徒の生育や家庭状況が多様化する中、一人ひとりの状況に応じた指導が以前にも増して重要になっています。本市では、これまで各種支援員を配置するなど、個に応じた教育を行うための人員配置を進めてきていますが、今後もより一層、子どもの発達レベルに応じた学習指導の充実を図っていくことが必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 質の高い学校教育と一人ひとりの発達や個性に応じたきめ細かな指導により、児童生徒の基礎学力の向上・定着が図られています。
- 家庭、地域との連携した取組により、特色ある学校教育や、さまざまな体験活動が行われ、それらを通じて、子どもの「生きる力」が育まれています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
授業がわかると答える児童・生徒の割合	児童 90.3% 生徒 80.7% (H31)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-2-01）
学校生活が楽しいと思う児童・生徒の割合	児童 92.3% 生徒 81.0% (H31)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-2）
学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域がつくられてい ると思う市民割合	38.6% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-1）
不登校出現率	2.4% (H31)	↓	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-2-02）

【行政における取組の方向性】

(1)確かな学力の育成

教職員の経験年数や役割に応じた研修を行い、指導力の向上を図るとともに、各種支援員等の人員配置や専門機関との連携により、個に応じた指導の充実を図ります。また、ICTを適切かつ安全に使いこなすことができる情報活用能力の育成や、本市の産業、地理及び歴史等の理解促進など、子どもが社会変化の中で主体的に生きていくための知識や技術を深め、郷土に対する誇りや愛着を醸成し、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等を含めた「確かな学力」の育成を図ります。

(2)豊かな心の育成

専門家を招いた学習活動や集団宿泊学習、地域と学校が連携したさまざまな体験学習機会等の充実を図ります。また、児童・生徒が気軽に相談できる環境を整え、関係機関との連携を強化し、いじめや暴力行為、不登校、「小1 プロブレム※」等の課題にきめ細かに対応し、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう取組みます。

(3)健やかな体の育成

健康に関する知識や基本的な生活習慣を身に着けるための支援や日常的な運動習慣による体力の向上など、家庭と学校の連携による食育指導の効果的な実施等により健やかでたくましい児童生徒の育成を図ります。

(4)家庭・地域と連携した学校運営の推進

学校と地域との連携・協働を担当する地域連携担当や地域住民による地域コーディネーター等を配置し、児童生徒と地域住民のつながりを深め、学校・家庭・地域が連携・協働し未来を担う子供たちの成長を支える「地域学校協働活動」を推進します。

また、主体的な学習習慣の定着など、子どもの心身の健やかな成長に向けて家庭と連携した取組を推進します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	教育支援員活用事業	学習指導支援員や理科支援員等の各種支援員を配置し、きめ細かい指導を行うことで、確かな学力が身に付くよう学習支援を行います。	教育総務課
2	外国語活動指導支援事業	外国人講師を配置し、外国語や異文化に触れあう機会をつくります。	教育総務課
3	地域とともにある学校づくり事業 (コミュニティスクール)	[自主学習支援事業] 家庭学習の習慣化の割合を向上させるため、学び支援コーディネーターの活用による学習会(サマースクール、ウィンタースクール)の開催や、新入学児童に「家庭学習の手引き」の配布、「家庭教育講演会」の開催などを実施します。	教育総務課

*小1 プロブレム ⇒ 資料「用語解説」P70

No.	事業名	事業概要	担当課
4	たがじょう心のケア教育相談事業	子どもが抱える問題・課題を早期発見し、スクールソーシャルワーカーやケアハウスが、いじめ、暴力行為、学校不適応などの課題に対し相談支援を行います。	教育総務課
再掲	地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）	[学校支援活動] 学校を拠点として学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するとともに、住民がボランティアとして関わりながら、安心と豊かな体験を実現し学校教育活動を支援します。	生涯学習課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・学校行事に積極的に参加します。
- ・学習習慣が身に付くよう声掛けを行います。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活リズムを身に付けさせます。

□地域では

- ・知識や技術を教育に生かすことができる人は、学校の授業等に協力します。

□学校では

- ・個に応じたきめ細かな学習指導を行います。
- ・健やかな心身の育成に向けた取組を推進します。

□企業等では

- ・学校への出前授業や職場体験学習の受入れ等、CSR（企業の社会貢献活動）により次世代育成に貢献します。



1-3 子どもの健全育成

【現状と課題】

子どもの発達は自然な心身の成長と合わせて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力や態度を習得していく過程であり、健やかな心身を育むためには、多様な人とのさまざまな交流・体験を重ねていくことができる環境が重要になります。

1世帯当たりの子どもの数の減少や核家族化の進行、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、オンラインの普及等により、地域などで子ども同士が集団で行動し、多様な人とのさまざまな交流・体験する場が減少しています。

子どもたちが心豊かな人間性や生きる力を身に着けられるように、多世代が参加できるスポーツ活動や郷土芸能の伝承活動、ボランティア活動等の充実と参加促進を図っていく必要があります。

また、子どもたちが地域の方々の協力を得て放課後や週末などに自由に遊べ、自主的に参加し、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動などを行う、安全・安心に過ごすことのできる活動の場の確保を図っていくことが必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 子どもたちは、多様な人々との交流・活動を通じて、社会性を育み、違いを認め合う意識が醸成されています。
- 地域全体が子どもの健やかな成長に关心を持ち、温かなまなざしで子どもを見守り、健やかな成長を支えています。
- 子どもが放課後等に安心して過ごすことができる場所があり、それぞれの興味や意欲に応じて自分らしく過ごすことができています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
学校だけでは得られない知識や経験を地域住民から学ぶことができていると感じている児童・生徒割合	—	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（3-1-O1）
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室連携事業数	〇回 (R2)	↑	子育て支援課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1) 多様な体験・交流機会の充実

児童館、児童センターを中心的な拠点として、地域住民や、地域で活動している各種団体や企業等と連携しながら、自然環境や歴史・文化を生かし、さまざまな体験・交流ができる場の提供を推進します。

(2) 福祉教育の充実

子どもの時からボランティア活動などさまざまな交流・体験を通じて、各人の個性や障害者・高齢者などに対する理解を深め、受入れていくことを促進し、すべての子どもがお互いを認め合い、自分らしく、個性や能力を最大限発揮できる社会環境づくりに努めます。

(3)子どもの居場所づくり

子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室の一体的な実施に努め、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて子どもがのびやかに成長することができるよう、内容の充実に努めます。また、障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童の受け入れを行うために小学校や関係課と連携し適切な支援を行います。

また、子どもたちが「遊び」を通して、自発的に活動する力や社会性などの「生きる力」を育むことができるよう、公園などの身近な地域の場でも過ごすことのできる環境の充実に努めます。

(4)思春期保健対策の推進

学校との連携により、思春期の子どもの心身の健康に影響することへの理解と知識の習得を図ります。

また、保護者に対し、思春期保健に関する正しい知識の普及や問題への対応方法等の支援に取り組みます。

(5)有害環境対策の推進

インターネット等のメディアにあふれる性や暴力等の有害情報に子どもが巻き込まれることがないよう環境整備を図るとともに、インターネット上におけるトラブルや悩みを気軽に相談できる窓口を設置し、問題解決に向けた取組を実施します。

(6)食育の推進

健康的な食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や情報提供を進め、基本的生活習慣の確立を目指した「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に努めます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	児童館運営管理事業	18歳未満のすべての子どもを対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課
2	多賀城市の若者みらい創造事業	人口が減少していく時代の中で、次世代を担う若者にまちづくりに関心を持ってもらえるような会議を開催します。	市長公室(行政経営担当)
3	市民文化創造事業	東北随一の文化交流拠点を核に、地域発展の原動力となる市民の文化芸術創造活動を誘発するため、多賀城オリジナルの文化プログラム(文化芸術事業群)を開催。併せて未来を担う子どもの豊かな発想や感受性を育む取組を実施します。	市長公室(市民文化創造担当)
4	放課後児童クラブ運営管理事業	保護者が通勤、就労等により家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
再掲	地域とともにある学校づくり事業 (地域学校協働活動事業)	[放課後子ども教室] 放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ながら、さまざまな交流活動を実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

No.	事業名	事業概要	担当課
5	公園維持管理事業	子どもの身近な遊び場である公園の遊具や樹木等の適切な維持管理に努めます。	道路公園課
6	青少年育成センター運営事業	専任補導員と補導員（市内小中高校教諭）を委嘱し、市内の巡回指導を実施します。また、青少年指導員による相談事業を実施し、悩みや心配事に対して適切な支援を行います。	生涯学習課
7	食育推進事業	健全な食生活と心身の健康増進を目指し、食に関する正しい知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等に取り組みます。	健康課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・基本的生活習慣の意義を理解し、家族そろって規則正しい生活を送るよう努めます。
- ・テレビやゲーム、インターネットなどを利用するときのルール（時間等）を決めます。

□地域では

- ・放課後や週末等に、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行う機会を作ります。

□学校では

- ・子どもたちの多様な体験活動を行う場として学校施設の開放をより一層推進します。

□企業等では

- ・専門的な知識、経験を活かした体験活動の場や学習の機会を作ります。



1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障害を早期に発見し、適切な療育へつなげていくことが必要です。保護者をはじめ、周囲の人たちの障害への理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

また、障害のある子どもに対する支援については、ライフステージによって関係する担当部署が異なるため、医療、福祉、教育を含む関係機関等の連携による切れ目のない療育支援体制の構築・強化が必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 障害の有無にかかわらず、共に学び、交流することができています。一人ひとりの子どもの個性が認められながら、能力を伸ばし、発揮することができています。
- 発達障害等に対する周囲の理解が深まり、また、療育支援体制が充実していく、適性や能力に応じた適切な方法による療育支援を受けることができています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
適切な療育サービスが受けられていると思う保護者割合	100% (H31)	→	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-5-03）
発達相談を受けた児童の数	181 人/年 (H31)	一人/年	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-5-03）

【行政における取組の方向性】

(1)障害の早期発見・早期療育の促進

乳幼児健診や訪問、相談事業など各種保健事業を通じて発達に関する障害の早期発見を行います。

また、幼稚園教諭及び保育士等が発達障害に対する知識と理解を深め、保護者への適切な支援を行います。さらに、各関係機関との連携により早期療育につなげます。

(2)切れ目のない相談支援体制の強化

発達支援会議を活用し、児童がそれぞれのライフステージで発達段階に応じた支援を継続して受けられるように、児童の成長やとりまく状況に合わせた切れ目ない支援が継続してできるよう、関係機関との連携を強化します。

(3)教育・保育施設等及び学校における支援の充実

幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設等職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図るとともに、障害のある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長を育むための支援の充実に努めます。

また、学校においては、特別支援教育支援員※を配置し、各学校の特別支援教育コーディネーター※と協力して、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育的支援がなされる特別支援教育の充実を図ります。

(4)障害福祉サービスの充実

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、障害のある子どもを対象とした障害福祉サービス及び地域生活支援の充実を図り、障害があっても一人ひとりの個性と能力を發揮し、社会参加することができる環境整備に努めます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	療育等支援事業	心身に障害を有し、又は発達に遅れがある児童が将来にわたって自分らしく豊かな生活を営めるように、適性や能力に応じた支援を行います。	社会福祉課
2	地域生活支援拠点事業	障害のある児童とその家族が緊急時に必要な支援を受けられるよう体制を整備し住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。	社会福祉課
3	地域活動支援センター運営事業	15歳以上の障害のある子どもに対し、その有する能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を行います。	社会福祉課
4	教育・保育施設等特別保育促進事業	障害のある子どもの保護者が安心して就労することができるよう受け入れ体制を確保します。	保育課
再掲	教育支援員活用事業	特別支援学級や普通学級に在籍する特別に支援を要する児童生徒が、集中して授業を受けることができるよう、在籍者数が多い特別支援学級に、特別支援教育支援員を配置します。	教育総務課

*特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター ⇒ 資料「用語解説」P71

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・発達障害についての知識の習得や理解を深めます。
- ・子どもの成長や発達を確認するため、乳幼児健診は必ず受けます。
- ・子どもの成長や発達で気になることがあつたら早めに専門機関に相談します。

□地域では

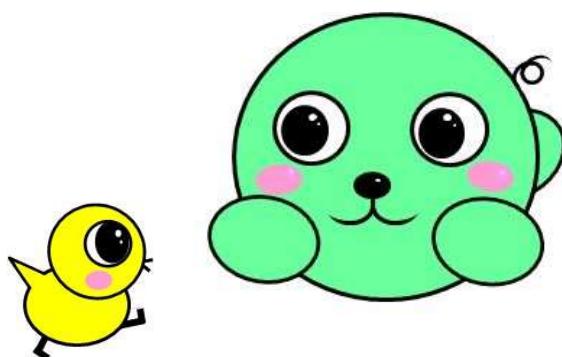
- ・一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域全体で障害のある子どもを育みます。
- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが安心して暮らせるよう見守り、声掛けをします。

□教育・保育施設等では

- ・幼稚園教諭や保育士等に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修機会の充実を図ります。

□学校では

- ・関係機関と連携した相談体制を強化します。
- ・教職員に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修の充実を図ります。
- ・特別な教育的支援が必要な子どもについて、関係機関と情報共有するしくみを構築します。



基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

【関連するSDGs】



2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

【現状と課題】

本市は転入・転出が多い地域であることから、近隣同士のつながりが薄く、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待等が発見しにくい環境にあるといえます。

児童虐待が深刻な社会問題となる中、本市でも相談件数は増加傾向にあり、平成31年度においては、未就学児童についての相談が約8割を占め、ネグレクトや暴言による心理的虐待が増加しています。

このような中、児童虐待に対する相談体制を強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、令和4年度までに「子ども家庭総合支援拠点※」を市町村に設置することが努力義務とされました。また、児童福祉法等改正により、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

児童虐待を未然に防ぐには、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、虐待の危険性が高いケースの早期発見、個別相談等による適切な支援が必要です。また、体罰禁止に関する考え方の普及と、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていくとともに、子どもに向けて相談窓口の周知等を図り、助けを求めることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

近年、スマートフォンの普及により匿名での発信やグループによる通信が容易になり、いじめの実態が把握しにくくなっているとともに、影響が拡大しやすい環境にあります。いじめ防止のためには、いじめは重大な人権侵害であることを認識し、生命と人権を尊重する態度や規範意識、他者を思いやる気持ちなど、児童・生徒の豊かな心を育む必要があるとともに、被害にあった場合等に誰かに相談できる場の充実が必要です。

さらに、学校における不登校や問題行動、虐待の通告、友人間でのトラブル等についても継続した相談支援と心のケアが求められています。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭や子ども、市民の児童虐待に対する理解が深まり、必要に応じて通報することができます。
- 関係機関の連携が強化され、虐待の早期発見・早期対応につながっています。
- いじめなど人権を侵害する行為を許さない意識が高まっています。また、人権侵害の被害にあった場合、一人で悩まず、誰かを頼り、相談できています。
- 心の傷や悩みについて、思いを共有し、真剣に向き合ってくれる相談相手がいます。

*子ども家庭総合支援拠点 ⇒ 資料「用語解説」P70

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
要保護児童対策地域協議会の会議の延べ開催回数	56回 (H31)	—	子育て支援課業務取得
虐待防止講演会等参加者数	204人 (H31)	↑	子育て支援課業務取得
自分の子ども（乳幼児）に対して、育てにくさを感じている保護者割合	20.7% (H31)	↓	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-O1）

【行政における取組の方向性】

(1) 虐待予防対策の推進

児童虐待を「自分とは関係のない話」と片づけるのではなく、虐待を防止するという意識を一人ひとりがもち、行動できるよう、虐待防止の普及啓発を図ります。

また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、周りの理解と協力を得ながら子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業における妊娠期から継続した相談支援の充実や子育てサポートセンターの相談体制強化に努めるなど、子育てに関する悩みや不安等を気軽に相談できる体制の充実と周知を図ります。

(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化

地域全体で子育て家庭を見守る機運の醸成を図りつつ、児童虐待防止法において虐待を見聞きしたときの通報義務等を周知するとともに、保護者や子ども、市民等に対し、どのようなことが虐待であるかなど、児童虐待に関する理解を深める取組を推進するなど、当事者や周りの人が虐待に気づき、通報・相談しやすい環境づくりに努めます。

また、関係機関でネットワークを構築し、要保護児童対策地域協議会の構成機関及び市役所内の関係各課と連携して相談体制の強化を図り、情報共有を図りながら、子どもの安全確保を最優先に考え、必要に応じた措置を行うことで、虐待の早期発見・早期対応につなげます。

さらに、子どもとその家庭及び妊産婦からのさまざまな相談に対応し、必要に応じて調査、指導する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターや児童相談所等の関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。

(3) 人権擁護対策の充実

いじめ対策については、他者を思いやる気持ちの醸成を図り、発生防止に努めるとともに、子どもの変化や子ども同士の関係性の変化にいち早く気づき、早期に適切な対応が取れる体制の強化を図ります。また、「いじめ防止対策推進法」に則り、PTAなど関係機関と連携したいじめ防止対策に取り組みます。

その他、体罰や言葉による暴力などの子どもの人権侵害に対し、発生防止と被害にあった場合の相談窓口の周知を図ります。

(4)相談体制の充実

家庭相談員をはじめとして、青少年指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教育相談員等による相談・支援を実施します。

また、人権侵害や心のケアに関する関係機関による各種相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりに努めます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	家庭相談事業	家庭内の子どもの養育や子育てに関する不安などさまざまな問題について相談を受け、解決するための支援を行います。	子育て支援課
2	児童虐待防止に向けた啓発事業	児童を虐待から守るため、相談・通告窓口の周知やリーフレット等の配布などの啓発や、支援者向けに講演会を実施するなどの取組を行います。 また、要保護児童対策地域協議会の活動を通じて構成機関との情報共有や連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を行います。	子育て支援課
3	たがじょう心のケア教育相談事業	子どもが抱える問題・課題を早期発見し、スクールソーシャルワーカーやケアハウスが、いじめ、暴力行為、学校不適応などの課題に対し相談支援を行います。	教育総務課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・妊娠・出産や子育てに不安を感じたら、一人で抱え込まず相談します。
- ・子どもの様子をよく見て、子どもが発する小さなSOSを見逃さないようにします。

□地域では

- ・いじめや非行、虐待を疑った、または発見した時は、関係機関に通報します。緊急性が感じられる場合は警察に通報します。

□学校では

- ・道徳教育等を通じて、いじめを許さない学校づくりに努めます。
- ・児童生徒や保護者が、いじめについて相談しやすい体制を整えます。

2-2 安全・安心対策の推進

【現状と課題】

近年、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、子どもの犯罪被害に対する不安が高まっています。また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、自然災害に対する子どもの安全対策強化が求められています。

特に、日中の大半の時間を過ごす教育・保育施設、学校での安全確保に向け、当該施設における危機管理体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した防災、防犯対策の推進を図っていく必要があります。

また、全国的に登下校時の子どもを狙った犯罪や交通事故等が発生しており、共働き家庭の増加や防犯ボランティアの高齢化等により「地域の目」も減少しています。こうした中で、平成30年には登下校時における子どもの安全を確保するため「登下校防犯プラン」が策定され、令和元年には「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」がまとめられました。

子どものかけがえのない命を守るためにも、地域ぐるみで防犯、交通安全活動を行い、各関係機関、団体等が協力し合って子どもを守る体制の強化が必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 子どもが過ごす場所での安全・安心対策が整っています。
- 保護者は、子どもの安全に気を配り、命と安全を守るための対策や、いざというときに適切な行動がとれる準備ができています。
- 子どもの安全を地域全体で守るための活動が活発に行われています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
まち（市民、地域、行政）の防災、減災体制に安心感を持つ市民割合	58.9% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（1-1）
登下校時の事故・事件に巻き込まれた児童・生徒数	7人/年 (H31)	0人/年	教育総務課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1)防災対策の推進

東日本大震災の教訓等を踏まえ、自然災害や火災等の災害発生時には、児童生徒が自らの命を守るために適切な行動がとれるよう、減災の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた災害対応マニュアルを整備し、実践的な防災教育を推進します。

また、学校施設等のバリアフリー化を促進するとともに、非常用電源の確保や食糧・飲料水の備蓄など災害時の避難生活のための備えを計画的に実施します。

(2)防犯対策の推進

関係機関が連携し、防犯に関する情報提供、情報共有を促進することで、家庭・地域・学校等における自主的な防犯活動を促進します。

また、通学路における危険個所の点検や、自らを守るための知識や行動を習得するための防犯教育の充実を図ります。

(3)交通事故防止対策の推進

子どもが交通事故の被害に遭わないために、交通安全対策の啓発と正しい知識の普及を行い、市民全体の交通安全意識の向上を図るとともに、教育・保育施設等、学校・PTA・地域住民や道路管理者、警察署等の関係機関と連携し、危険を注意喚起する標識・看板等を設置し、注意を呼びかけます。

また、子どもが日常的に利用する道路等の安全環境の整備や、地域全体で子どもを見守る対策を検討していきます。

さらに、子どものころから交通安全意識を醸成するため、小中学校における交通安全教育を推進します。

(4)教育・保育施設等、学校における安全・安心対策の推進

教育・保育施設等や学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、園・校内の巡視や不審者情報の提供など対策の強化を図ります。

また、災害や事故、感染症など子どもの生命と安全を脅かすケースが発生した場合に備え、対応マニュアルを整備し適切に運用するとともに、実践に向けた訓練等を実施します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	地域防犯まちづくり協働事業	登下校時の見守り活動、市内一斉防犯パトロール、自転車盗抑止啓発活動等を行い、行政・市民・関係団体等が一体となった防犯まちづくりの推進に努めます。	交通防災課
2	交通安全対策・啓発事業	交通安全指導隊による街頭指導や交通安全教室、関係団体と協力しての啓発活動を行い、市民の交通安全意識の向上、交通事故の防止、交通秩序の保持に努めます。	交通防災課
3	不審者情報配信事業	市内で発生した不審者目撃情報に基づき、その内容を保護者・教職員並びに関係機関へ伝達するため、市ホームページやメール等で配信します。	教育総務課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・災害時の連絡先の確認や家庭の実情に合った非常食等の備蓄を行います。
- ・防犯への関心を高めるよう、家庭内で防犯に関して話し合います。

□地域では

- ・地域の防災訓練等の参加を促します。
- ・地域のことは地域で守る体制づくりとして、自主防犯組織の設置運営を行います。
- ・子どもたちへの声かけや見守りをするなど、事件・事故の防止に努めます。

□学校では

- ・子どもたちが自ら安全に行動できるように防災、防犯について指導します。

□企業等では

- ・一時避難場所の提供や従業員の非常食等の確保に取り組みます。
- ・不審者の侵入を防止するための措置等、犯罪を未然に防ぐための必要な措置として入口等の施錠の徹底、見通しに配慮した植栽の整備を行います。
- ・「子ども 110 番の家」に登録し、子どもたちの安全を守り、地域の防犯に努めます。

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

【関連するSDGs】



3-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【現状と課題】

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものですが、核家族化により親などからの日常的な助言や支援が受けにくい状況にあります。妊娠・出産・育児期間は、体の仕組みとして心身が不安定になることも多く、妊娠中の悩みや不安に対する相談支援の充実が求められています。また、近年では第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、子育てにおけるストレスの増大など、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れており、思春期保健等を通じて母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていくことが必要です。

本市では、平成30年10月から子育て世代包括支援センター事業を開始し、母子健康手帳交付時からの継続した切れ目のない支援を進める中で、母親との信頼関係を築きながら、母子の健康の確保と育児不安の解消に取り組んでいく必要があります。

小児医療体制では、総合病院や個人の診療所など医療施設が多い地域ですが、近隣には休日急患診療センター1か所のみで、休日夜間には利用できないなどの課題があります。県や地域の医師会等と連携しながら、安心して受診できる小児医療体制の確保に努めていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

- 妊娠・出産における不安や悩みについて、信頼のおける人に相談ができ、安心して産み育てる環境が整っています。
- 支援が必要な妊産婦に対し、関係機関が連携した支援ができています。
- 安心して子どもが受診できる医療体制が整っています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
妊婦健診の平均受診回数	13.1 回 (H31)	→	健康課業務取得
乳幼児健診の平均受診率	98.6% (H31)	→	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-2-03）
出産後の支援について満足している者の割合	90.9% (H31)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-2-03）
妊娠や出産、子育てに関する市の相談窓口を知っている保護者の割合	86.4% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-01）

【行政における取組の方向性】

(1)妊娠・出産、産後の支援

思春期から安全な妊娠・出産に関する知識の普及や意識啓発を図るとともに、母子健康手帳交付時からの継続した支援により、妊娠や出産、育児に不安がある妊婦や初産婦、ハイリスク妊婦※を把握しつつ、医療機関と連携した支援を行います。また、産後ケア事業の実施により産後も安心して子育てが実施できるよう支援の充実を図ります。

(2)相談支援体制の充実

子育て世代包括支援センターにおいて妊娠から子育て期の不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、専門職が各々の専門性を活かし連携しながら、母子のおかれている状態に応じた相談支援につなげることができる体制の充実を図ります。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブックの作成、配布等による情報提供を行います。

さらに、「基幹保育所」として位置づけられた公立保育所（志引保育所・桜木保育所）では、子育て支援情報を提供するとともに、公立保育所の機能や職員のノウハウを活かしながら、保育士が子育て相談に対応し、子育て家庭への支援の充実を図ります。

(3)小児医療体制の充実

小児・周産期における救急医療体制、かかりつけ医を推進し、地域のなかで安心して受診できる医療体制の充実に向けて、県及び関係機関との連携を推進します。

また、夜間休日等に受診できる医療機関や相談窓口についての情報提供を行います。

(4)不妊に対する支援の充実

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的負担が大きいことから、これらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を含めたケアを行います。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	子育て世代包括支援センター母子健康包括支援事業	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行うため、全ての妊娠婦、乳幼児等を対象とした支援を実施します。	健康課
2	子育て世代包括支援センター推進事業	子育てに関する制度や社会資源をとりまとめたガイドブックを配布し、積極的に子育て情報を発信します。また、母子保健・子育て支援者向けの講座を開催し学習する機会を提供します。	子育て支援課
3	乳幼児全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導や情報提供を行います。	健康課

*ハイリスク妊婦 ⇒ 資料「用語解説」P71

No.	事業名	事業概要	担当課
4	養育支援訪問事業	精神的に支援が必要な母親等支援継続が必要な場合、継続して訪問し、養育に関する指導・助言等により適切な養育ができるよう支援します。	健康課
5	妊産婦・乳児一般健康診査等事業	妊婦、産婦及び乳児の健康診査を受ける費用を助成します。また、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児の心身のケアや育児のサポート等を実施します。	健康課
6	発育発達支援事業	〇歳から未就学児の保護者で、発達や発育等で継続的な支援が必要な方または発育や健康状態、育児等に不安のある保護者を対象に予約制で年12回（月1回）相談を実施します。	健康課
7	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内3か所の公立保育所の運営管理を行います。	保育課
8	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる特定不妊治療費の一部を助成します。	健康課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・適切な時期に母子健康手帳の交付を受け、医療機関で継続的に妊婦健診を受診します。
- ・各種教室や講習会に積極的に参加します。
- ・かかりつけ医を持ちます。
- ・予防接種や各種健診をきちんと受診します。
- ・子育てに不安を感じたときは子育て世代包括支援センター（健康課、子育てサポートセンター）、基幹保育所、児童館・児童センター、地域の保育所等に相談するなど、積極的に相談窓口を活用します。

□学校では

- ・児童生徒に対して、体育・保健体育や学級活動等の指導を通して、心と体の発育・発達、異性の尊重等を教えます。

□教育・保育施設等、児童館、子育てサポートセンターでは

- ・親になるための準備教育として、中高生等を対象とした「子どもとのふれあい体験」を行います。

□地域では

- ・マタニティマークを付けた方に席を譲ります。

3-2 地域における子育て支援の促進

【現状と課題】

近年、核家族化や近所づき合いの希薄化などにより、身近な人に相談することができにくい環境もあり、子育てに対する負担感も増している一方で、インターネットの普及等から情報の氾濫による弊害もみられます。東日本大震災の経験から、地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを支えていく環境づくりが求められています。

特に転入・転出が多い本市においては、お互いの顔が見える関係づくりを図っていく必要があります。そのためにも、保護者自身が地域での活動や子育て支援活動に積極的に参加し、多様なつながりを持っていくことも重要であり、関係団体等と連携しながら、自主的な活動への支援と参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

本市では、子育てサポートセンターにおいて、サークル活動を支援するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や相談支援を行っています。また、児童館や児童センターなど地域の子育て支援拠点として気軽に立ち寄ることのできる場や基幹保育所における地域活動事業など推進していくことが必要です。

また、会員相互による支え合いのしくみとして、ファミリー・サポート・センターを運営しています。きめ細かなニーズに対応できる地域による子育て支援として、今後も拡充を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭同士や近隣とのつながりが深まり、気軽に相談し、支え合うことができます。
- 子育て家庭に対し、子育て支援に関する情報がわかりやすく提供されていて、自分や子どもの状況にあった子育て支援を受けることができます。
- 気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する情報入手や相談ができる拠点があります。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
地域子育て支援拠点の利用者数	52,099人/年 (H31)	55,000人/年	第六次多賀城市総合計画 成果指標(2-3-02)
ファミリー・サポート・センター協力会員登録数	119件 (H31)	↑	子育て支援課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1) 地域とのつながり、交流の促進

自主的な子育て支援活動を行っているサークル等に対し、活動の場の提供や活動内容の紹介などの支援により活性化を図り、子育て家庭同士の交流機会の充実を図ります。

また、子育てサポートセンターや児童館、児童センターにおいて子育て家庭の状況に応じた子育て支援を紹介し、子育て支援サービスの利用促進につなげます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	子育てサポートセンター運営管理事業	子育てに関する情報提供や相談、講座の開催、親子の交流の機会を提供します。	子育て支援課
2	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課
3	一時預かり事業	仕事の都合や疾病、災害、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった、又は育児疲れを解消したい保護者に対し、子どもを一時的に保育所や子育てサポートセンターで預かり保育を行います。	子育て支援課 保育課
再掲	児童館運営管理事業	18歳未満のすべての子どもを対象に、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもの心身ともに健やかな育成を図ります。	子育て支援課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・子育てサポートセンターやNPOが行っているさまざまな事業に積極的に参加します。
- ・育児の仲間や友人をつくり、家族以外との交流を持ちます。
- ・回覧や掲示板、広報誌等に掲載されている子育て情報に関心を持ちます。

□地域では

- ・地域の子どもに关心を持ち、挨拶や声かけを行うなど、温かな気持ちで子育て家庭を見守ります。



3-3 ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

近年、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによる離婚や、非婚での出産の増加に伴い、母子・父子等ひとり親世帯が増加しています。経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれている家庭もあり、個々の家庭に応じた相談や生活の安定・自立に向けた総合的な支援が求められています。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、各種手当・助成等による費用負担の軽減のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っていますが、支援制度や相談体制について必要とする方に周知されていない状況も見られることから、ニーズに応じたきめ細かな支援の充実と合わせ、各種制度の周知と利用促進を図る必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○ひとり親家庭が、さまざまな支援を受けながら自立し、安心して生活することができています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
ひとり親家庭自立支援給付金事業の就職者のうち、希望どおり就職した人の割合	100% (H31)	→	子育て支援課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1)子育てや生活の支援

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、教育・保育施設等や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、個々の生活の実情を把握し、支援制度の総合的な情報提供を行います。

(2)経済的自立への支援

ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図るとともに、職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父又は母を対象に、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、訓練費や受講料に対し補助金を支給することでひとり親家庭の自立の促進を図ります。	子育て支援課
2	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の父又は母を対象に生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために手当を支給します。	子育て支援課
3	就学援助事業	児童扶養手当を受給するひとり親家庭の保護者に対して、児童生徒の就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費を支給します。	教育総務課
4	母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的負担軽減のため医療費を助成します。	国保年金課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・支援サービスの情報を得られるよう、広報誌などに目を通します。
- ・就労するためのスキルを高めるよう努めます。

□地域では

- ・子育て家庭が孤立しないようあいさつや声掛けをし、必要な時に手助けをします。

□企業等では

- ・子育てとの両立ができるよう勤務時間等を配慮します。



3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ育つ生活環境を整えることはとても重要なものであり、特に子どもたちが安全・安心に生活できる環境づくりを望む声が多く聞かれます。安全で安心して遊ぶことができる公園等の場の確保や犯罪を起こしにくい環境づくり、妊産婦や乳幼児連れの親、障害者、高齢者に配慮した「どこでも、だれでも、自由に使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境づくりが求められています。また、子ども連れに対する市民の理解・協力など子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、子ども医療費の助成や幼児教育・保育の無償化等の経済的支援についても、子育て不安の解消に対して有用な手段の一つとなります。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭にとって暮らしやすい生活環境が整っています。
- 経済的負担が軽減され、子どもを育てやすい環境が整っています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
子育てしやすいまちであると思う保護者割合	46.1% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3）
公園の維持管理状況に満足している市民割合	80.8% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（4-3-02）
道路の維持管理状況に満足している市民割合	74.9% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（4-4-02）
子育て支援の経済負担の軽減額	1,612百万円/年 (H31)	一百万円/年	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-04）

【行政における取組の方向性】

(1) 良質な生活環境の確保

市民のニーズを把握しながら、公園の環境整備や既存の地域資源の有効活用を推進し、安心して子どもたちが集い、自由に遊ぶことができる場の確保に努めます。

また、小さな子ども連れでも安心して外出できる環境づくりに向け、市民の妊婦や子ども連れに対する理解・協力を促進します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子ども連れで安心して外出できるよう、ベビーカーでも歩行しやすい等、道路交通の環境整備や子どもが犯罪や交通事故等の被害にあわないような道路・公園等の環境設計に配慮し、安全・安心なまちづくりを推進します。

また、公共施設等においても子育て家庭が利用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 経済的支援等による子育て環境の整備

子育て世帯への経済的支援の充実を図るとともに、必要な教育・保育及び医療を受けることができるよう、費用負担の軽減を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	公園維持管理事業	子どもの身近な遊び場である公園の遊具や樹木等の適切な維持管理に努めます。	道路公園課
1	道路維持管理事業	交通事故の危険性が高い通学路及び妊産婦、乳児連れの親子等全ての人が安心して外出できるような道路整備に努めます。	道路公園課
2	子ども医療費助成事業	18歳年度末まで病院を受診した際の医療費を助成します。	国保年金課
再掲	就学援助事業	経済的に困窮している世帯等の保護者に対して、児童生徒の就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費を支給します。	教育総務課
再掲	地域とともにある学校づくり事業 (コミュニティスクール)	【自主学習支援事業】 家庭学習の習慣化の割合を向上させるため、学び支援コーディネーターの活用による学習会(サマースクール、ウィンタースクール)の開催や、新入学児童に「家庭学習の手引き」の配布、「家庭教育講演会」の開催などを実施します。	教育総務課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・地域清掃等に積極的に参加します。

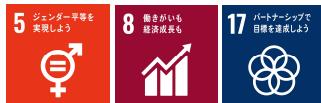
□地域では

- ・安心して子どもを遊ばせることができる公園、広場等の環境づくりに協力します。
- ・子ども連れの保護者を温かいまなざしで見守ります。電車やバスなどでは席をゆずります。
- ・ベビーカー使用者が安心して通行できるよう、理解を深め、配慮します。



基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

【関連する SDGs】



4-1 働き方の見直しの促進

【現状と課題】

女性就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加により、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭が増えていると考えられます。また、晩婚化・未婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化等による子育てと介護のダブルケアについても近年問題となっており、ワーク・ライフ・バランスの取れた就労環境づくりを進めていく必要があります。

また、全国的に男性の子育て参画に対する意識や志向は高まってきており、育児休業取得率は依然として低い状況にあります。女性に偏りがちな子育てや家事の負担を、性別に関わらず協力して担うことについて理解が得られる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○子育て家庭の保護者が、就労しながら子どもに向き合う時間を確保することができます。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
育児休業取得者割合	男性 6.16% 女性 82.2% (H31)	—	雇用均等基本調査（厚生労働省）
出前講座実施回数（男女共同参画社会）	〇回/年 (H31)	1回/年	地域コミュニティ課事業取得

【行政における取組の方向性】

(1)男女がともに担う子育てへの支援

男女がともに家事・育児の責任を分担することを目指し、両親の積極的な育児やその実現に向けた働き方の見直しへの意識啓発を図ります。

事業主や地域社会に対し、子育てに対する啓発等を行い、地域全体が子育てに対する関心と優先順位を高め、仕事と子育ての両立に理解・協力が得られる環境づくりに努めます。

(2)多様な働き方ができる就労環境の整備促進

事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。

また、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組に対し、支援する仕組みづくりを検討します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
1	妊娠出産支援事業	妊婦やそのパートナーを対象に、妊娠、出産、育児及び歯科保健に関する知識の普及を実施します。	健康課
2	共生社会推進事業	性別、職業、年齢に関係なく社会で活躍できる人材を育成することを目指し、さまざまな講座や啓発活動を行います。	地域コミュニティ課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・家族全員が積極的に楽しく子育てに携わります。
- ・子どもとふれあう時間を大切にします。
- ・男性、女性にかかわらず家事・育児に積極的に携わります。

□地域では

- ・父親同士のつながりをつくる場を設けます。

□教育・保育施設等、学校では

- ・子育て体験の場を提供し、父親の積極的な家事・育児参加を促します。

□企業等では

- ・仕事と子育ての両立が可能な勤務時間等への配慮を行います。
- ・子どもが病気のときは気兼ねなく休むことができる就労環境づくりに努めます。



4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

【現状と課題】

共働き家庭の増加と就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは依然高い状況にあり、また、多様化してきています。仕事と子育ての両立を実現するためには、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

本市でも、少子化の進行にも関わらず保育ニーズは増大し、毎年、待機児童が発生しており、特に3歳未満児のニーズへの対応が課題となっています。また、病気や急な残業など緊急的な場面での対応ニーズもみられ、多様な保育が求められています。

小学校就学後についても、放課後児童クラブの利用ニーズが拡大し、利用時間を午後7時まで延長し、対象学年を小学校6年生まで拡大してきました。今後は、学校施設を活用するなどニーズに対応した整備を図るとともに、ファミリー・サポート・センターなどNPO法人、民間事業者など多様な主体による一時的な預かりの充実を図るなど、仕事と子育ての両立を地域全体で支えていくことが必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 保育を必要とする家庭の保護者が安心して子どもを預けることができる環境があり、仕事と子育ての両立が図られています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
教育・保育施設等の待機児童数（国定義）	46人 (H31)	0人	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-03）
ファミリー・サポート・センター利用件数	1,523人 (H31)	↑	子育て支援課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1)保育サービスの充実

保育ニーズに基づく計画的な教育・保育施設等の整備を推進します。特に既存の幼稚園又は保育所から認定こども園への移行等により、3歳未満児に対する保育ニーズに加え、多様なニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

また、産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、受け入れ体制を維持していきます。

就学児童に関しては、放課後児童クラブの支援内容の充実を図るとともに、各児童クラブの利用状況を見据えながら必要量の確保を図っていきます。

(2)多様な主体による子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センターにおける、会員相互支援による一時的な預かりに加え、病児・病後児や緊急時の対応がとれる体制の整備を図るとともに、NPO法人、ボランティア団体、民間事業所などが行う子育て支援の充実及び情報提供等による利用促進を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	施設型給付費等支給事業	教育・保育施設等に対し運営費を給付します。	保育課
再掲	施設等利用費支給事業（幼稚園）	幼稚園教育の普及充実と幼児教育にかかる保護者の経済的負担の軽減を目的とし、施設等利用費を支給します。	保育課
再掲	公立保育所運営管理事業	保護者が安心して子どもを預けられるように、市内3か所の公立保育所の運営管理を行います。	保育課
再掲	放課後児童クラブ運営管理事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
再掲	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課
1	教育・保育施設等子ども・子育て支援事業	保育施設に対し、保護者の就労等を理由に一時的に家庭での保育が困難になる児童のための一時預かり事業及び病気の回復期に至らない場合である児童のための病後児保育事業のための経費を補助します。	保育課

地域の関係団体等の取組例

□教育・保育施設等では

- ・勤務時間に応じた多様な預かりサービスの充実に努めます。



基本方針5 子どもの貧困対策を推進する(多賀城市子どもの貧困対策計画)

【関連する SDGs】



明日の日本を支えていくのは、今を生きる子どもたちです。いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」が制定されました。

さらに、令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正が行われ、市町村が子どもの貧困計画対策についての計画を策定するよう努力義務が課せられました。同年11月には新たな大綱が制定されました。

子どもの貧困対策に関する大綱の目的

- ・現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指す。
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

本市においては、貧困の状況にある家庭の支援ニーズを把握するため、平成31年1月に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

本方針は、「子どもの生活に関する実態調査」の結果を反映した、法第9条の2に規定される「多賀城市子どもの貧困対策計画」に位置づけます。

5-1 教育の支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の家庭では「経済的理由で進学を諦めるまたは学校を中退する可能性があると思う」が5割以上となっています。また、子どもにどの段階の学校まで進んでほしいかについて、貧困線未満の保護者については、貧困線以上の保護者に比べて「大学または大学院まで」と答えた割合が低くなっています。

家庭の経済状況や世帯の状況等によっては、子どもの生活や学習環境が十分に整わず、学習意欲の低下や将来の進路が制限されるおそれがあります。

子どもの将来を見据え、子ども一人ひとりに応じた学習の支援を受けることができる環境づくりに取り組む必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○子どもたちが育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくための、教育の機会が確保されています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
新入学児童・生徒学用品等の入学前支給の実施状況	100% (R2)	→	教育総務課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1)子どもの心のケアハウスとの連携体制

スクールソーシャルワーカーや、ケアハウス支援員、スクールカウンセラーが相談や面談で関わる家庭の中で発見した、貧困家庭等の子どもたち等を早期の段階で、生活支援や福祉制度につなげていくことができるような体制を推進します。

(2)就学支援の実施による経済的負担の軽減

支援の必要な世帯が、義務教育を円滑に受けることができるよう、適切に就学援助を活用し、経済的負担の軽減が図られるよう制度の周知を図ります。

(3)学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

学校・家庭・地域の連携、協働により、子どもたちの成長を支えていく、放課後子ども教室などの活動を通じて、地域全体の教育力の向上、地域の活性化を図り、子どもたちのより良い教育環境づくりを行います。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	たがじょう心のケア教育相談事業	子どもが抱える問題・課題を早期発見し、スクールソーシャルワーカーやケアハウスが、いじめ、暴力行為、学校不適応などの課題に対し相談支援を行います。	教育総務課
再掲	就学援助事業	経済的に困窮している世帯等の保護者等に対して、児童生徒の就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費を支給します。	教育総務課
再掲	地域とともにある学校づくり事業 (地域学校協働活動事業)	[放課後子ども教室] 放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得ながら、さまざまな交流活動を実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・学習への関心を高めるよう、学校の様子や希望する進路について話し合います。
- ・家庭学習の習慣を身につけさせるよう努めます。

□地域では

- ・地域の支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや地域福祉とのさまざまな連携を生み出すことで、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげます。

□学校では

- ・児童・生徒に応じたきめ細かな学習指導を行います。



5-2 生活の支援

【現状と課題】

実態調査では、利用したい支援について「生活や就学のための経済的な補助」「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」の割合が高くなっています。

重要な支援については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「一時的に必要となる資金を借りられること」「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が高くなっています。

子どもの心身の健全な成長のために、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な支援を受けることができず、社会的孤立に陥るところがないよう、子ども及び保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援や、生活の安定に資する支援の実施など、対策の推進が必要となります。

【私たちが目指すすがた】

- 各種制度、相談窓口の周知が図られ、関係機関が連携し必要な支援につなげています。
- 生活困窮世帯への包括的な支援により経済的負担の軽減が図られています。
- 子どもが安心して過ごせる居場所が確保されています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
妊娠や出産、子育てに関する市の相談窓口を知っている保護者の割合	86.4% (R2)	↑	第六次多賀城市総合計画 成果指標（2-3-01）

【行政における取組の方向性】

(1)相談支援体制の充実

多様化、複雑化している貧困世帯への対応をするため、職員が子どもの貧困に関する理解を深め、早期に発見し、関係機関が連携して、効果的な支援につなげます。

また養育に支援が必要な家庭や孤立しがちな保護者への支援の充実を図ります。

(2)保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。

また経済的自立を支援するため、保護者の子育てと就業の両立支援や、ひとり親家庭に対する多様な支援を検討していきます。

(3)子どもに対する生活支援

地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子育ての中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援課
再掲	放課後児童クラブ運営管理事業	保護者の就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
再掲	子育て世代包括支援センター母子健康包括支援事業	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行うため、全ての妊娠婦、乳幼児等を対象とした支援を実施します。	健康課
再掲	子育て世代包括支援センター推進事業	子育てに関する制度や社会資源をとりまとめたガイドブックを配布し、積極的に子育て情報を発信します。また、母子保健・子育て支援者向けの講座を開催し学習する機会を提供します。	子育て支援課
再掲	乳幼児全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導や情報提供を行います。	健康課
再掲	養育支援訪問事業	精神的に支援が必要な母親等支援継続が必要な場合、継続して訪問し、養育に関する指導・助言等により適切な養育ができるよう支援します。	健康課
再掲	家庭相談事業	家庭内の子どもの養育や子育てに関する不安などさまざまな問題について相談を受け、解決するための支援を行います。	子育て支援課
1	生活保護扶助事業	生活保護被保護者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護基準に基づき必要な各扶助費を給付します。また被保護者の自立を助長するため、専門の生活相談員や就労支援員を配置し、相談事業や就労支援等の充実化を図ります。	生活支援課
2	生活困窮者包括的相談支援事業（生活困窮者自立相談支援事業及びアウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業）	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。 また、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関におけるアウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方への支援を強化します。	生活支援課
3	生活困窮者自立促進事業（家計改善支援事業）	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。	生活支援課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活リズムを身に付けるよう取り組みます。

□地域では

- ・「子ども食堂※」を通して、子どもに共食の機会を提供するとともに、地域における居場所をつくります。
- ・放課後や週末等に、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行う機会をつくります。
- ・地域住民が子どもの貧困に关心を持ち、気になる家庭を早期に発見し、関係機関へつなぎます。



*子ども食堂 ⇒ 資料「用語解説」P70

5-3 保護者に対する就労支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の保護者の就労状況は、「正社員・正規職員」の割合が低くなっています。収入が低く、不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえます。

世帯の安定的な経済基盤を築くためには、保護者の職業生活の安定を向上のための支援が必要です。

【私たちが目指すすがた】

○経済的自立に向けた支援策の周知が図られ、保護者が安定した生活を維持できる収入を得ることができます。

■成果指標

指 標	基 準 値	後期目標値	出典等
ひとり親家庭自立支援給付金事業の就職者のうち、希望どおり就職した人の割合	100% (H31)	→	子育て支援課業務取得

【行政における取組の方向性】

(1)ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭の保護者に対し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の安定に資する就業に向けた資格取得を支援します。

(2)困窮世帯等への就労支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援やハローワークとの連携、就労の準備段階の支援などきめ細やかな支援を実施します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父又は母を対象に、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、訓練費や受講料に対し補助金を支給することでひとり親家庭の自立の促進を図ります。	子育て支援課
1	多賀城市地域職業相談室管理運営事業	地域住民の利便性を向上させ、また地域雇用を促進するために、市民活動サポートセンター内に地域職業相談室を運営します。	商工観光課
2	生活保護適正実施推進事業	生活保護の適正な運営、事務の効率化を図るために、専門の生活相談員や就労支援員の配置、生活保護システムの借上契約を行います。	生活支援課
3	生活困窮者自立促進事業（就労準備支援事業）	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。	生活支援課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・各種団体が実施する職業訓練等に参加し、就労に際して必要な知識や技能を身に付けます。

□企業等では

- ・育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、より仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を図ります。

- ・正職員登用を進め、保護者の就労環境の安定を図ります。



5-4 経済的支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の約3割以上が「貧困もしくは貧困に近い状況にある」と感じており、「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」と合わせると、8割程度となっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援として「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が約7割弱と最も高くなっています。

経済的な困窮は心身の健康状態や子どもの健全な成長にも影響を及ぼすことから、必要な家庭に対し、適切な経済的支援を行う必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○各種手当や助成等の適切な支援を行うことで、経済的支援が必要な家庭の生活基盤の安定が図られています。

■成果指標

指 標	基 準 値	後 期 目 標 値	出 典 等
子育て支援の経済負担の軽減総額	1,612 百万円/年 (H31)	一百万円/年	第六次多賀城市総合計画 成果指標 (2-3-04)

【行政における取組の方向性】

(1)各種手当や助成等の着実な実施

児童扶養手当の着実な支給により、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図ります。

また、母子・父子家庭医療費助成により、ひとり親世帯の経済的負担の軽減と適切な受診機会を図ります。

(2)教育費負担の軽減

子どもが安心して教育を受けることができるよう、就学援助の実施により、経済的負担の軽減を図ります。

(3)養育費確保の推進

養育費の取り決めについて解説したパンフレットを、窓口において離婚届の用紙と一緒に交付し養育費の重要性や法制度の理解促進を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課
再掲	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭を対象に生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために手当を支給します。	子育て支援課
再掲	就学援助事業	経済的理由により就学困難な世帯の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、郊外活動費、学校給食費、医療費を支給します。	教育総務課
再掲	生活保護扶助事業	生活保護被保護者に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護基準に基づき必要な各扶助費を給付します。また被保護者の自立を助長するため、専門の生活相談員や就労支援員を配置し、相談事業や就労支援等の充実化を図ります。	生活支援課
再掲	母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的負担軽減のため医療費を助成します。	国保年金課
1	児童手当支給事業	15歳以後の最初の3月31日まで間にある児童を養育している家庭に手当を支給します。	子育て支援課
2	子ども医療費助成事業	18歳年度末まで病院を受診した際の医療費を助成します。	国保年金課
3	生活困窮者自立促進事業（住居確保給付金の支給）	生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、または現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し、給付金を支給します。	生活支援課
4	生活困窮者自立促進事業（一時生活支援事業）	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行います。	生活支援課
再掲	施設型給付費等支給事業	教育・保育施設等に対し運営費を給付します。	保育課
再掲	施設等利用費支給事業（幼稚園）	幼稚園教育の普及充実と幼児教育にかかる保護者の経済的負担の軽減を目的とし、施設等利用費を支給します。	保育課
再掲	教育・保育施設等子ども・子育て支援事業	低所得で生計が困難である家庭が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用及び副食材料費の一部を補助する保育施設等へ補助金を交付します。	保育課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・家庭状況に応じて受けることができる経済的支援を確実に受けるために、広報誌やホームページ等に掲載されている情報に关心を持ちます。